

野城 直治	金沢市矢木2丁目85番地
上代 召一	金沢市矢木2丁目87番地
米林 健	金沢市矢木2丁目106番地
清水 信雄	松任市西柏町2番地5
北川 寛	金沢市矢木2丁目101番地
中川 知明	金沢市矢木2丁目99番地
中川 政二	金沢市矢木2丁目98番地
中川 優	金沢市矢木2丁目97番地
中川 正信	金沢市矢木2丁目96番地
北川 金剛	金沢市矢木2丁目233番地

3 異議を述べることができる期間及び方法

(1) 期間

令和3年5月11日から同年8月12日まで

(2) 方法

地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項に規定する申出書及び関係書類を提出（郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。）

(3) 提出先

金沢市市民局市民協働推進課

監 査 公 表

●金沢市監査公表第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、金沢市教育委員会教育長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和3年5月11日

金沢市監査委員	西	尾	昭	浩
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	高	岩	勝	人
金沢市監査委員	清	水	邦	彦

1 行政監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和3年4月14日
- (2) 措置を講じた局等 教育委員会教育総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成21年2月12日（平成21年監査公表第2号）
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>学校給食費に係る事務の見直し改善について</p> <p>学校給食費に係る事務については、各学校の私会計として経理を行っているが、学校給食業務が単独校方式から共同調理場方式へと移行しており、一方、学校給食費の未納問題も生じるなど状況が変化していることから、学校給食の実施に関する権限と責任のあり方を再検討のうえ明確化し、適正かつ円滑に事務が執行されるよう改善されたい。</p>	<p>学校給食費に係る事務について検討した結果、現在私会計として、学校が行っている給食費の徴収・管理等については、令和4年1月から公会計への移行を予定している。</p> <p>公会計化により給食費の徴収等は教育委員会で行うことで、事務の効率化、透明性の向上及び教職員の負担軽減等の改善を図り、適正かつ円滑な事務の執行を行ってまいりたい。</p>